

山口県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

令和5年度において、他の都道府県から山口県に入猟しようとする者の取扱いは次のとおりとする。

**1 狩猟者登録申請書の提出先**

〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県庁 環境生活部 自然保護課 自然・野生生物保護班  
電話：083-933-3050 F A X：083-933-3069

**2 受付期間**

令和5年10月1日から受付を開始する。  
ただし、10月20日以降に申請書が到着したものについては、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。

**3 提出書類等**

- (1) 狩猟税申告書及び狩猟者登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **1部**
- (2) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、損害保険会社の3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であることの証明書、又は資産に関する証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **1部**
- (3) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。1枚は申請書の所定の欄に貼付すること。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **2枚**
  - 狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること。
- (4) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状（この狩猟免状は返却しません）又は **都道府県猟友会**が、原本と相違ない旨を証明した狩猟免状の写し・・・・・・・・・・ **1部**
  - 狩猟免状の提示は、申請者本人が持参して提示される場合に限ります。（この場合、狩猟免状は返却します）

**4 登録に要する費用**

(1) 狩猟税

登 録 の 種 類	狩 猟 税
ア 網猟又はわな猟で下記イ以外の者	8, 200円
イ 網猟又はわな猟で当該年度の都道府県民税を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長が発行した証明書を添付した者	5, 500円
ウ 第一種銃猟で下記エ以外の者	16, 500円

エ 第一種銃猟で当該年度の都道府県民税を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長が発行した証明書を添付した者	11,000円
オ 第二種銃猟	5,500円

(2) 狩猟者登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,800円

(3) 郵送料（返送料）

狩猟者登録証、記章並びに鳥獣保護区等概要図等は料金着払いにて送付しますので、郵送料（返送料）は不要です。

## 5 税金及び手数料の納付方法

受取人を指定しない郵便為替

## 6 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類の詳細

(1) 対象鳥獣捕獲員

① 山口県内の市町長による、対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し。

② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

鳥獣保護法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。

③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前1年以内に、山口県の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。

④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

(3) 許可捕獲者（許可の区域に山口県内が含まれる場合に限る）

① 法に基づく許可証又は従事者証の写し

減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者及び狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。前者の場合許可証の写し、後者の場合従事者証の写しが必要となる。なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にか

かる被害の防止等の目的でなければならない。

※原則として許可証及び従事者証（以下「許可証等」という。）の写しを添付することとするが、やむを得ない事情により、必要な許可証等を添付できない場合には、許可権者が発行する許可捕獲者に該当する旨の証明書（別紙1又は別紙3）によって、許可証等の写しの代用とする。

## ② 捕獲等の結果を示す書面

上記①の許可証・従事者証に基づく捕獲等の結果（捕獲等の日時、場所、対象種、捕獲数、処置の概要）を記載した書面が必要。

### ア 許可者について

許可者については、許可証の「報告欄」に所定の記載をした許可証の写しが必要である。許可証の「報告欄」の記載をもって「捕獲等の結果を示す書面」とすることを原則とする。このとき、許可捕獲実績が申請前1年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」欄等に、実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載しなければならない。

許可証の写しの報告欄に記載がない者や、報告欄の備考欄に捕獲等に従事した日付を記入していない者については、別途捕獲等の結果を示すための書面の提出が必要である（別紙2「許可証に基づく捕獲等の結果」）。

### イ 従事者について

従事者については、許可者による捕獲等の結果の証明が必要である（別紙4「従事者証に基づく捕獲等の結果」）。

なお、従事者については、申請者自らが捕獲等の結果を示した書面を作成したとしても、これをもって減税措置を受けるために必要な捕獲等の結果を示す書面とは扱わない。

## 7 その他

(1) 狩猟税申告書及び狩猟者登録申請書の用紙は、山口県発行のもの及び同様式のものとしてください。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15600/tokureisochi/201509010001.html>)

(2) 申請書類の不備（記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等）により狩猟者登録証の交付ができない場合があるので、提出にあたっては十分注意してください。

(3) 申請手続きは、できるだけ個人扱いを避け、猟友会等で取りまとめの上、別紙様式「狩猟者登録申請書送付書」を添付して一括申請してください。

(4) 狩猟者登録証の交付は、申請書の受付順に行うため、原則として当日交付はいたしません。

(5) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。

(6) 山口県では、イノシシ及びニホンジカに限り、狩猟期間を延長し、「11月1日から3月31日まで」としております。（他の鳥獣は、「11月15日から2月15日まで」）

令和 年 月 日

山口県環境生活部自然保護課長 様

送付者  
住所（郵便番号）

氏名（代表者）

連絡用電話番号

狩猟者登録申請書送付書

番号	登録証 の種類	氏 名	金 額 の 内 訳			備 考
			狩 猟 税	登録手数料	合 計	
			円	円	円	
計		名	円	円	円	

2号及び4号該当者は、備考欄に○印を記入すること。